

国立大学法人東京農工大学任期付教員の無期労働契約への転換審査に関する細則

(平成25年4月1日 25細則第3号)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程(以下「規程」という。)第3条の2第2項の規定に基づき、任期を定めて雇用する教育職員(以下「任期付教員」という。)の任期の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)に転換するための審査(以下「無期労働契約への転換審査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(無期労働契約への転換審査の申請)

第2条 任期付教員は、無期労働契約への転換希望の有無を、無期労働契約への転換審査申請書(別紙様式1)により、規程第2条に定める教育研究組織(以下「教育研究組織」という。)の定める日までに教育研究組織の長に申し出るものとする。

(無期労働契約への転換審査委員会)

第3条 教育研究組織の長は、任期付教員から前条の規定に基づき無期労働契約への転換希望の申出があったときは、当該教育研究組織の教授会又は運営委員会(以下「教授会等」という。)のもとに無期労働契約への転換審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(無期労働契約への転換審査)

第4条 委員会は、無期労働契約への転換希望を申し出た任期付教員(以下「無期労働契約への転換希望教員」という。)の在任中の業績等を評価し、無期労働契約への転換の可否の審査を行う。

2 委員会は、前項の審査を行うに当たっては、無期労働契約への転換希望教員から審査に必要な書類の提出を求め、必要に応じて無期労働契約への転換希望教員の面接を行うことができるものとする。

(審査の期限)

第5条 委員会は、前条に規定する審査を当該無期労働契約への転換希望教員の任期が満了となる日の原則として7月前までに終了し、無期労働契約への転換審査結果を教授会等に報告しなければならない。

2 前項の無期労働契約への転換審査結果には、次の各号に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 無期労働契約への転換希望職員の所属、職名、氏名
- (2) 無期労働契約への転換の可否
- (3) 無期労働契約への転換審査の経過
- (4) 無期労働契約への転換可否の理由
- (5) その他必要な事項

(無期労働契約への転換の決定等)

第6条 無期労働契約への転換希望教員の無期労働契約への転換の可否は、前条の規定により報告を受けた教授会等の議に基づき、教育研究評議会の議を経て、当該無期労働契約への転換希望教員の任期が満了となる日の原則として6月前までに学長が決定する。

2 学長は、前項の決定をしたときは、速やかに当該教育研究組織の長を経由して当該無期労働契約への転換希望教員にその結果を無期労働契約への転換審査結果通知書(別紙様式2)により通知するものとする。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、無期労働契約への転換希望教員の無期労働契約への転換審査に関する必要な事項は、教育研究組織ごとに別に定める。

2 特別の事情によりこの細則により難しい場合は、教育研究評議会の議を経て別段の取り扱いをすることができるものとする。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

別紙様式1

無期労働契約への転換審査申請書

[別紙参照]

別紙様式2

無期労働契約への転換審査結果通知書

[別紙参照]

平成 年 月 日

(教育研究組織の長) 殿

所属・職名

氏 名

無期労働契約への転換審査申請書

私は、平成 年 月 日をもって任期満了となるに当たり、国立大学法人東京農工大学任期付教員の無期労働契約への転換審査に関する細則第 2 条の規定に基づき、無期労働契約への転換希望の有無について、下記のとおり申請します。

記

1. 現在の任期 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
2. 無期労働契約への転換希望の有無
イ：無期労働契約への転換を希望する ロ：無期労働契約への転換を希望しない
(いずれかに○を付すこと。イに○を付した場合は 3. を記入すること。)
3. 無期労働契約への転換を希望する理由等

所属・職名

氏 名

殿

学 長

無期労働契約への転換審査結果通知書

国立大学法人東京農工大学任期付教員の無期労働契約への転換審査に関する細則に基づき審議した結果、下記のとおり無期労働契約への転換の可否を通知します。

記

無期労働契約への転換の可否 可 ・ 否

無期労働契約への転換否の理由（無期労働契約への転換否の場合のみ記入）